

地域共生社会の実現に向けた取組における 経済産業省九州経済産業局との連携について

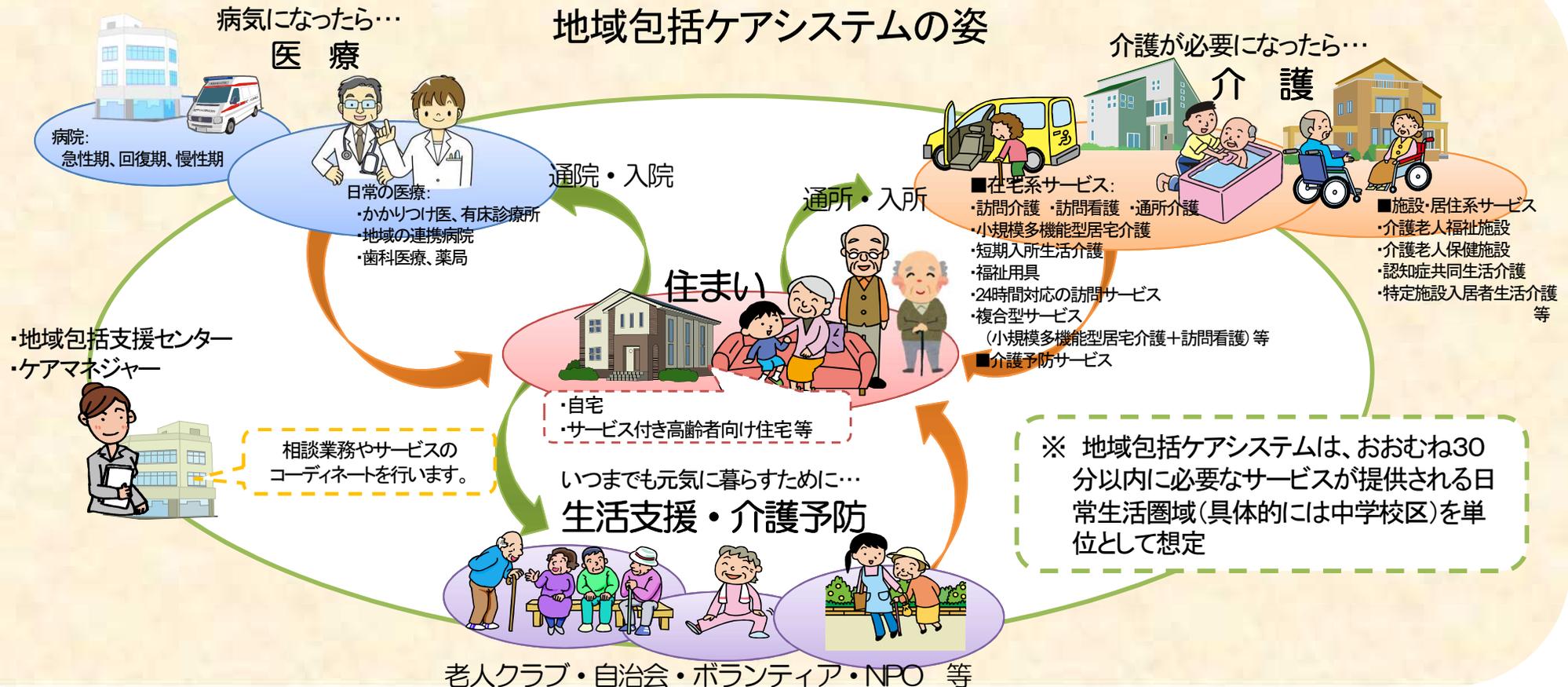
令和2年1月24日



厚生労働省九州厚生局
(地域共生社会推進室)

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域共生社会の実現に向けて

「必要な支援を包括的に提供する」ことが必要であるのは、高齢者だけではない。

障害者、生活困窮者、子ども等に対する「多世代対応型」の地域包括ケアシステムが必要。

高齢者

障害者

生活困窮者

子ども

都市部など、それぞれの専門的なサービスを整備することが可能な地域

- 地域のニーズを踏まえながら、不足するサービスを整備することが必要。
- サービス提供主体の連携の下に、複合課題(高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等)や制度の狭間(ごみ屋敷、障害はあるが手帳申請をしない等)への対応も必要。

それぞれの専門的なサービスを整備することが難しい地域

- 制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域の多様な主体がつながりながら、地域を共に創ることが必要。
- 同時に、地域の課題の解決(各種産業での人手不足の解消、地場産業の育成、資源の保全、コミュニティの形成等)にもつなげることができないか。

いずれの地域においても必要なことは、

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画すること。
- 地域の人・資源が、分野・世代を超えて「丸ごと」つながること。

このような社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けた取組は、「まちづくり」の取組であり、「地域力の強化」のための取組である。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

高齢者

地域包括ケアシステム

〔地域医療介護確保法第2条〕

〔高齢者を対象にした相談機関〕

地域包括支援センター

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

共生型
サービス

生活困窮者支援

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

障害者

地域移行、地域生活支援

〔障害者を対象にした相談機関〕

基幹相談支援センター 等

子ども・子育て家庭

〔子ども・子育て家庭を対象にした相談機関〕

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター 等

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

九州厚生局における地域共生社会構築の取組

趣旨

- 昨年11月に、九州・沖縄管内における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組の支援を進めるため、厚生労働省九州厚生局内に「地域共生社会推進本部」を設置。
- 令和元年5月に、自治体・関係団体・有識者が参画する「九州厚生局地域共生社会推進会議」を設置。

九州厚生局地域共生社会推進本部

(平成30年11月1日設置)

本部長：九州厚生局長

本部長代理：健康福祉部長
総務管理官
指導総括管理官

本部員：
総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、地域包括ケア推進課長、管理課長、関係各課長補佐等

〈所掌事務〉

- ・管内における地域共生社会の実現に向けた市町村等の取組を支援するための企画、立案及び調整に関すること。

当面の活動について

- 1 優良事例・ノウハウの横展開の推進
必要なサービス等が十分に整備されていない以下の課題に特に重点的に取り組むことし、各県等と連携しつつ、優良事例サイトの創設、表彰の実施、アドバイザーの登録・派遣、セミナー等の開催により、市町村等の取組を支援する。
 - ① 地域包括ケアシステムに関する取組
 - ② 生活困窮者支援に関する取組
 - ③ 障害者の地域生活支援に関する取組
 - ④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組
 - ⑤ その他、地域共生社会構築に関する取組
- 2 他省庁と連携した取組の推進
市町村等の取組を支援していくに際して、各省庁の地方支分部局と以下の観点からの情報共有を進めるとともに、連携したマッチング支援事業を行う。
 - ① 総務省九州総合通信局（ICT・IOTの利活用）との連携
 - ② 経済産業省九州経済産業局（ICT等の先端技術の利活用）との連携
 - ③ 農林水産省九州農政局（農福連携）との連携
 - ④ 国土交通省九州地方整備局（居住支援）との連携
 - ⑤ 国土交通省九州運輸局（移動支援）との連携
- 3 「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」の創設
九州・沖縄管内の自治体・民間団体・企業・大学・NPO等が自律的・恒常的にマッチングの取組を進めることができるよう、「九州・沖縄地域共生社会官民ネット」を創設する。
- 4 地域共生社会の構築に向けた研究大会の開催（H31.3.9）
今後の九州・沖縄全域における地域共生社会構築に向けた取組を加速させるため、「地域共生社会の構築に向けた九州・沖縄研究大会」を開催。

マッチング支援事業(他省庁との連携)

- 自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省）の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援を行う。

1 居住支援（国土交通省九州地方整備局との連携）

九州地方整備局と共同で、自治体（市町村）の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、自治体における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

※ 平成30年10月から、九州地方整備局と共同で「地域包括ケア等×住宅建築ストック政策クラフトチーム」を開催しており、管内5市町が参加。

2 移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

自治体（各県）を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

3 農福連携支援（農林水産省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設されており、これまで管内全県を支援。

4 ICT利活用支援（総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

新

地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用した 介護事業所に対する業務改善支援及びICT導入支援（平成31年度新規）

業務プロセス、職員配置及び作成文書の見直しのほか、介護ロボットやICTの活用等を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図るため、これまで実施されている介護ロボット導入支援に加え、**新たに介護事業所に対する業務改善支援、ICTの導入支援に係るメニューを追加。**

介護事業所に対する業務改善支援事業

【内容】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】

生産性向上ガイドライン（平成30年度作成）に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所
※例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書（市町村指定の場合）を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う等
※都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果（業務改善モデル）を横展開

【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

事業スキーム

①課題解決が急務な事業所

②業務改善支援（事前評価（課題抽出）、改善支援、事後評価）の実施

③改善成果報告・公表等

④改善モデルを蓄積して近隣事業所に横展開

⑤地域における生産性向上の取組が面的に拡大

ICT導入支援事業

【内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用の一部を助成

【対象事業所】 介護事業所

【要件】 介護ソフトは介護記録、情報共有、請求業務が一気通貫であること 等

【補助額（案）】（1事業所あたり）対象経費の1/2以内（上限30万円）

訪問介護の場合



* 事業所内のICT化（タブレット導入等）により、介護記録作成～請求業務までが一気通貫に

これからの 地域づくり戦略

第1部 | 集い編

高齢者が集えば、地域が変わる



高齢化による
介護・福祉の問題

地域の
つながりの衰退

増え続ける
保険料

住民の
元気アップ

地域
コミュニティ
の再生

保険料の
伸びの抑制



きっかけは
高齢者にあり



体操等の「通いの場」が、まちを変える。

- 参加すること、体操することで、元気になる
- 集まることで、地域がつながる
- つながる地域が、まちを変える





まずは体操等の「通いの場」づくりから

身体を動かしたりする身近な場所・・・これをたくさん用意する

- 週1回集まって、30分~60分程度の軽い体操+お茶を飲む
- 歩いて5~10分で行ける身近な場所
- 中心は70代~90代の人。誰でも参加可能
- 週1回の軽い体操以外に、健康教室、料理教室、サロンなどのメニューももちろんOK。無理のない範囲で実施を
- 住民がお客さん(客体)ではなく、主体となることも重要



体操等の「通いの場」を作っても、最初は人が集まらないこともありうる。口コミで徐々に利用者を増やすなど、地道に取り組みを続けることが大事。交流会やポイントへの反映、表彰を行うなど工夫や仕掛けも考える。人々の集まりは、「互助」の基盤にもなる。



期待される「通いの場」！

一般介護予防事業

介護予防と保健事業
の一体的実施

認知症対策大綱
「予防」

地域共生社会実現
地域生活課題の把握等

企業が介護予防事業等を受託
(熊本県南関町)

NPO法人 A-life なんかん



立ち上げ及び定期的な支援

南関町64地区中48地区
で週2回体操教室開催

総合型地域スポーツクラブ
(NPO法人 A-life なんかん)



立ち上げ及び定期的な支援

多様なスポーツニーズ

いろいろなスポーツ
を経験したい

ボランティア活動や地域
との交流がしたい

健康づくりの
ためにスポー
ツがしたい



スポーツを家
族と一緒に楽
しみたい

小学1年生だけどたく
さんスポーツがしたい

スポーツを通して子ど
もを地域で育てたい



立ち上げ及び定期的な支援

居場所から生活支援・介護助手等 (熊本県合志市)

N P O 法人ぽっかぽかすずかけ

【安心生活サポート】

- 日常の困り事への支援
- 買い物支援
- 交流会

【「よんなっせ」の運営】

- 脳トレ教室
- テルミー療法
- 健康マーじゃん
- 音楽教室
- 百歳体操
- 昼食の提供 等

【その他の事業】

- グループホームの食事づくり
- 特養の選択、シーツ交換等
- 有料老人ホームの見守りと話し相手
- 弁当宅配

よんなっせ



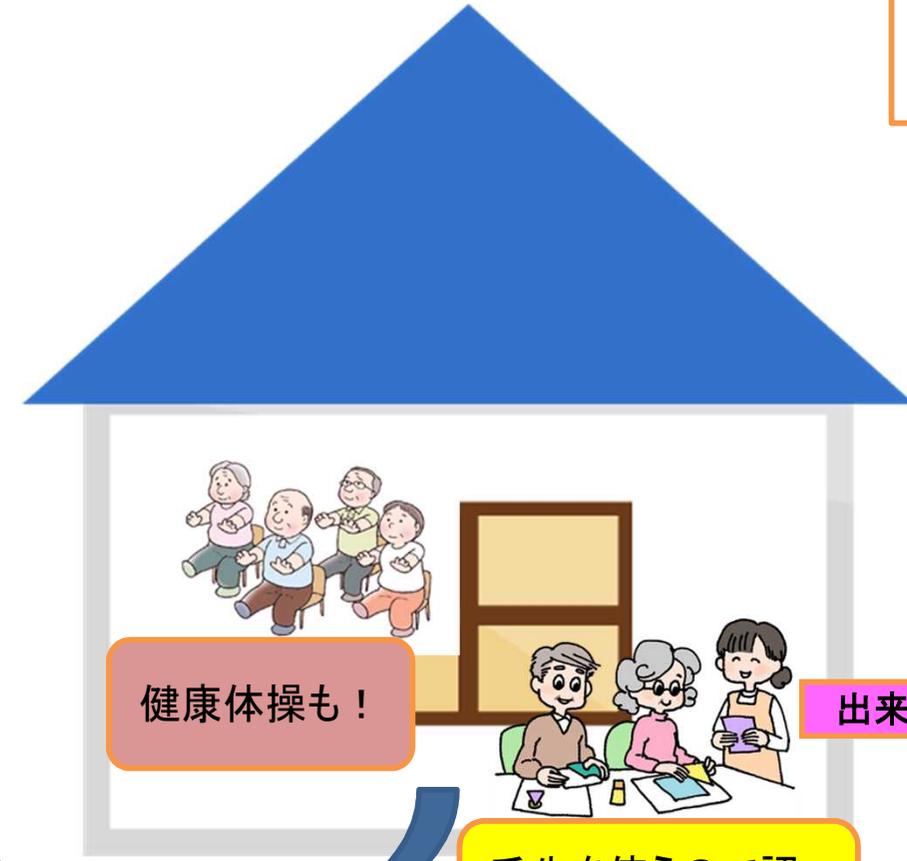
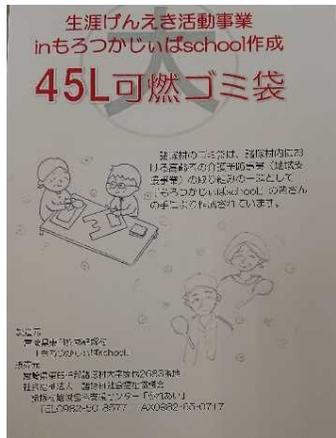
通いの場と就労

(宮崎県諸塚村)

もろつかじいばschool |

(「じいじばあば」と「地場産品」)

諸塚村のゴミ回収用のビニール袋で各家庭で使用されるため「私が貼ったっぞ！」なんて声が聞かれるそうです！



健康体操も！

手先を使うので認知症予防に！

出来上がり！

上手く貼れました！

木のしゃもじは、ご飯が良く「ひつつく」ので、よく「濡らして」から使用することから『新婚さん』に例えるそうです。



「くぬぎ」は諸塚村の「木」で、「苦を抜く木」である『くぬぎ地蔵』を焼き印

九州厚生局の今後の取組

平成13年 地方厚生局発足

平成20年 医療の指導監査業務が移管

平成22年 年金関係業務が移管

平成27年 年金記録訂正業務が移管

平成28年 地域包括ケア推進課を設置

今 後 地域共生社会の構築を支援
するための体制を整備

医療・年金・食品・麻薬取締り等の
指導・調査・監督等の業務が中心

各市町村における地域づくりの取組を
各県と共に支援する「厚生行政総合地
域拠点」へと発展

※ 「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を
障害者、生活困窮者、子ども等への支援に普遍化